

写 令和元年第3回臨時会

(8月9日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和元年第3回益城町議会臨時会目次

○8月9日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・ 諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 議案第87号 工事請負契約の締結について	3
日程第5 議案第88号 工事請負契約の締結について	3
日程第6 議案第89号 工事請負契約の締結について	3
日程第7 議案第90号 工事請負契約の締結について	3
日程第8 議案第91号 工事請負契約の変更について	3
日程第9 議案第92号 工事請負契約の変更について	3
日程第10 議案第93号 公有財産の取得について	3
日程第11 議案第94号 公有財産の取得について	3
日程第12 議案第95号 公有財産の取得について	3
日程第13 議案第96号 公有財産の取得について	3
閉会	25

8 月 9 日 (金 曜 日)

令和元年8月第3回益城町議会臨時会会議録

1. 令和元年8月9日午前10時00分招集
2. 令和元年8月9日午前10時00分開会
3. 令和元年8月9日午後0時16分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分^の報告について
 - 日程第4 議案第87号 工事請負契約の締結について
 - 日程第5 議案第88号 工事請負契約の締結について
 - 日程第6 議案第89号 工事請負契約の締結について
 - 日程第7 議案第90号 工事請負契約の締結について
 - 日程第8 議案第91号 工事請負契約の変更について
 - 日程第9 議案第92号 工事請負契約の変更について
 - 日程第10 議案第93号 公有財産の取得について
 - 日程第11 議案第94号 公有財産の取得について
 - 日程第12 議案第95号 公有財産の取得について
 - 日程第13 議案第96号 公有財産の取得について

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	河野秀明君
土木審議監	持田浩君	危機管理監	今石佳太君
会計管理者	後藤奈保子君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	田上勝志君	企画財政課長	山内裕文君
生活再建支援課長	姫野幸徳君	税務課納税係長	榎嶋佳聖君
住民保険課長	坂本祐二君	こども未来課長	木下宗徳君
健康づくり推進課長	水上眞一君	福祉課長	塘田仁君
産業振興課長	福岡廣徳君	都市建設課長	村上康幸君
公営住宅課長	河内正明君	復旧事業課長	増田充浩君
復興整備課長	坂本忠一君	復興整備課審議員	米満博海君
危機管理課長	富永清徳君	学校教育課長	金原雅紀君
生涯学習課長	吉川博文君	水道課長	森本光博君
下水道課長	荒木栄一君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。令和元年第3回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。議員定数18名、出席議員18名です。

これより、令和元年第3回益城町議会臨時会を開会します。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については、議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、3番上村幸輝議員、11番野田祐士議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第9号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆様、おはようございます。本日ここに令和元年第3回益城町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、報告及び提案します案件は、専決処分の報告について1件、工事請負契約の締結について4件、工事請負契約の変更について2件、公有財産の取得について4件でございます。

それではまず、報告第9号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

専決第13号でございますが、本件は、町道に生じた陥没による車両損傷事故に対する損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申し出を受け、調査しました結果、過失割合は町50%、相手方50%で認定がありましたので、修理費1万5,120円のうち、7,560円を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。なお、損害賠償金7,560円につきましては、保険会社から直接相手方への支払いとなります。

以上が報告第9号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第9号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 議案第87号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第88号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第89号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第90号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第91号 工事請負契約の変更について

日程第9 議案第92号 工事請負契約の変更について

日程第10 議案第93号 公有財産の取得について

日程第11 議案第94号 公有財産の取得について

日程第12 議案第95号 公有財産の取得について

日程第13 議案第96号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 次に、本臨時会に提出されました、日程第4、議案第87号「工事請負契

約の締結について」から日程第13、議案第96号「公有財産の取得について」までを一括議題にしたいと思います。

お諮りいたします。日程第4、議案第87号「工事請負契約の締結について」から日程第13、議案第96号「公有財産の取得について」までを一括議題にすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、日程第4、議案第87号「工事請負契約の締結について」から、日程第13、議案第96号「公有財産の取得について」までを一括議題とします。

議案第87号「工事請負契約の締結について」から、議案第96号「公有財産の取得について」までの提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第87号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城中学校外構災害復旧工事(1期)につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました益城中学校の災害復旧工事に伴う既存屋外運動場の復旧工事などを行うものです。

工事の主な内容としましては、雨水排水工、土留工、フェンス工、開発行為に伴う調整池工、防球ネット工などとなります。

契約金額は1億1,260万4,800円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡御船町高木4848番地1、株式会社やすらぎ住建でございます。

議案第88号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

飯野小学校特別教室棟増築工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、児童数の増加などで教室不足となっている飯野小学校におきまして、特別教室等の増築を行うものです。

工事の主な内容としましては、特別教室棟の増築工事が鉄骨造平屋建てで、延べ床面積509.89平方メートル、既存校舎改修工事、電気設備工事、機械設備工事などとなります。

契約金額は1億4,190万円で、契約の相手方は、熊本県菊池郡菊陽町原水3316番地、株式会社坂本建設でございます。

議案第89号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

大規模滑動防止事業(宮園2地区ほか)工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、宮園、安永、木山、寺迫地内におきまして、熊本地震により被災しました擁壁などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、作業土工、コンクリートブロック積、L型擁壁工、鉄筋挿入工、重力式擁壁工、アスファルト舗装工及び構造物取り壊し工となります。

契約金額は2億8,820万円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡山都町杉木465番地の1、大栄企業株式会社でございます。

議案第90号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

大規模滑動防止事業（惣領1地区ほか）工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、惣領地内において、熊本地震により被災しました擁壁などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、作業土工、コンクリートブロック積、L型擁壁工、鉄筋挿入工、重力式擁壁工、アスファルト舗装工及び構造物取り壊し工となります。

契約金額は2億7,478万円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡山都町杉木465番地の1、大栄企業株式会社でございます。

議案第91号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会におきまして議決いただきました第47号、大規模滑動防止事業（・の城1地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

契約金額2億6,159万4,942円を2億7,452万1,109円に変更するもので、1,292万6,167円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました・の城1地区の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うもので、変更の理由としまして、鉄筋挿入工の施工に当たりまして、一部、現地の高低差が少ないなどの状況から、削孔を行わず、圧入による施工が可能と想定しておりましたが、現地を精査しましたところ、地質の状況から削孔が必要となり、削孔工を増工するものでございます。

また、応急対策の大型土のうなどを撤去しましたところ、想定外のコンクリート殻が出てきたため、この撤去及び処分費を増工するものです。

議案第92号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第2回益城町議会定例会におきまして議決いただきました議案第59号、益城町益城馬水地区ほか污水管災害復旧（16-17ほか）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初の契約金額5,815万8,000円を6,173万8,115円に変更するもので、358万115円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました鉄砂川左岸及び秋津川右岸に埋設されている下水道管渠及びマンホールの復旧を、下水道災害復旧事業により行うものです。

増額の理由としまして主に2点ございまして、1点目は、開削工法による管路掘削を行う路線におきまして、河川堤防のかさ上げ工事が先行実施されたため、従前より地盤高が高くなりましたことから掘削深が深くなり、管路土工及び管路土留工等の費用を増額するものです。2点目は、熊本地震などに伴う震災関連等工事の本格化に伴い、工事箇所近隣だけでは労働者を確保できず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得なかったため、標準的な積算基準を上回って必要となる赴

任旅費などの間接費を増額するものです。

なお、本工事の変更につきましては、既に国交省との変更協議を終え、変更の承認をいただいているものでございます。

議案第93号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、木山校区の宮園地区に建設予定の軽量鉄骨造2階建て住宅になります。

別紙参考図のとおり、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業区域内の南西部に位置し、約900平米の敷地に6戸の建設を予定しており、本年12月末の完成を予定しております。

取得予定価格は1億2,832万9,900円で、建物本体のほか、設計費、造成費、外構費などを含んだ金額となります。

取得の相手方は、基本協定を締結しました熊本市南区田井島1丁目7番1号、積水ハウス株式会社熊本支店です。

議案第94号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、木山校区の木山上・地区に建設予定の軽量鉄骨造2階建て住宅になります。

別紙参考図のとおり、・の城公園の北東部に位置し、約2,500平米の敷地に14戸の建設を計画しており、来年2月末の完成を予定しております。

取得予定価格は3億4,327万7,400円で、建物本体のほか、設計費、造成費、外構費などを含んだ金額となります。

取得の相手方は、基本協定を締結しました熊本市東区錦ヶ丘18番24号、大和ハウス工業株式会社熊本支社です。

議案第95号、公有財産の取得について、御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、広安西校区の福富地区に建設予定の軽量鉄骨造2階建て住宅になります。

別紙参考図のとおり、ひろやす保育園のすぐ北側に位置し、約3,100平米の敷地に24戸の建設を計画しており、来年2月末の完成を予定しております。

取得予定価格は5億493万3,300円で、建物本体のほか、設計費、造成費、外構費などを含んだ金額となります。

取得の相手方は、基本協定を締結しました熊本市東区錦ヶ丘18番24号、大和ハウス工業株式会社熊本支社です。

議案第96号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、広安西校区の広安地区に建設予定の軽量鉄骨造2階建て住宅になります。

別紙参考図のとおり、広崎公園の南部に位置し、約1,300平米の敷地に12戸の建設を計画しており、来年1月末の完成を予定しております。

取得予定価格は2億2,876万円で、建物本体のほか、設計費、造成費、外構費などを含んだ金

額となります。

取得の相手方は、基本協定を締結しました熊本市東区錦ヶ丘18番24号、大和ハウス工業株式会社熊本支社です。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第87号から議案第96号までの説明が終わりました。

日程第4、議案第87号、工事請負契約の締結についてについて質疑を行います。質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 皆さん、おはようございます。12番宮崎です。私は、議案第87号、工事請負契約の締結について、2点質問します。

まず1点目は、今回の益城中学校の復旧工事は、特にグラウンド地区の排水工事が主に行われるということなのですが、皆さんも御承知のように、益城中学校のグラウンドの地下水位は非常に高く、20センチから30センチも掘ると水が湧き出してきました。ですから、少しでもグラウンドのかさ上げをすることが必要だというふうに思います。そこで、今回の工事でグラウンドのかさ上げに対する配慮、これがなされているのか。これが第1点目であります。

2点目は、この工事は当然、子どもたちの学校教育にも大きく影響すると思います。ですから、子どもたちの学校教育、クラブ活動、こういうのに影響しないような配慮、これについてどのように考えられているのか。

この2点について御質問をします。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課の増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。12番宮崎議員の議案第87号の御質問についてお答えいたします。

今回、益城中学校の排水関係の工事をするという中で、その中で、益城中学校の敷地については地下水位が高いのでかさ上げする必要があるのではないかと形になっておりますけれども、今回、現状の、基本的には、高さで復旧するような形となっております。地下水位が高いということでございますけれども、今回はあくまで原形復旧という形で捉えておりますので、現状維持の高さで復旧と考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） おはようございます。学校教育課の金原です。12番宮崎議員の2点目の御質問にお答えいたします。

この工事におきます学校教育への影響をどういった形で緩和するかという御質問だったかと思っておりますけれども、まず、部活動につきましてはですね、グラウンドが使えませんが、町民グラウンドですとか、総合運動公園のほうですね、のテニスコート等を開放しまして、そちらのほうで活動を行っていただくような形で対応したいと思っております。また、体育の授業等につきましてはですね、なるべく体育館を使うとかですね、そういった形で考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁をいただきました。

まずですね、グラウンドのかさ上げについてでございますけれども、当然今回は復旧事業でございますから、原形に復旧させるというのが多分基本だろうと。これは私もよく理解できます。しかしながら、あそこの特性を考えるとですね、少しでもかさ上げについて配慮をしていかないとなかなか、また予算をつけるというのはなかなか難しいと、こういうふうに思いますので、ぜひ、少しでも、1センチでも10センチでもですね、かさ上げをしていくというように、ぜひよろしくお願したいなど、こういうふうに思います。

それから、教育への配慮なんです、クラブ活動等はですね、確かに町民グラウンドとか、いろんなところを活用すれば、事足りるかと思っておりますけれども、それ以外にもですね、工事が学校の教育中にやられるわけですよ、多分。今回の夏休みにやれば一番よかったんでしょうけど、もう時期を失っておりますので多分、こういう長期間、学校が比較的休みになるようなときにやれば一番望ましいと思うんですけれども、それでなくても益城中学校は今、仮設の校舎で、非常に悪い環境のもと、グラウンドも狭い中で、さらにそれに上乗せして工事をしていくということでございますから、十分その点を認識というか配慮をされてですね、当然配慮されていると思っておりますけれども、よく工事の進め方等についても学校と調整をしてですね、進めていっていただきたいなと思っております。

以上、私のほうから御要望して、私の質問は終わりたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、日程第4、議案第87号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第87号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、日程第4、議案第87号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第88号「工事請負契約の締結について」質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、日程第5、議案第88号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第88号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、日程第5、議案第88号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第89号「工事請負契約の締結について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番吉村でございます。

それでは、議案第89号、工事請負契約の締結について、4点ほど、まず質問させていただきます。

まず、この大規模崩落防止事業ですけれども、この総額は幾らなのかというのをお聞きしたいと思います。

続いて、6月議会で、平成30年度事故繰越明許費のうち、災害復旧費で翌年度繰越額が72億円ほどあったと思いますけれども、この72億円の中で、この大規模崩落関係は幾らぐらいあったのかをお聞きします。

3点目が、工事進捗の遅れ等の要因もあって、この繰越明許されたということだったんですけれども、事故繰越の事業については、できるだけ今年度中に事業を完成させたいと。もし事故繰越の事業が完了しない場合は一旦精算し、次年度に新たな予算を計上することになるというふうに議会で答弁されましたが、今回の大規模崩落事業においてもそのような態度で臨まれるのかをお聞きします。

4点目、今回の案件で私が一番心配しているのは、担当課長から先日議会のほうに、このような資料が提出をされました。これは、平成30年11月以降に落札した事業者の工事の進捗状況の詳細を各議員さんにも渡されました。その中で、今回落札した業者が既に4件分、8億2,623万2,400円を落札して工事に取りかかっておりますが、余りにも、この資料からすると進捗状況が芳しくないと思っております。この件に関して、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。7番吉村議員の御質問、第89号の契約に関する御質問にお答えいたします。

まず、第1番目の御質問は、この事業は総額幾らですかという御質問だったかと思っておりますけれども、こちらの全体事業費としまして、149億2,200万円という形になっております。

2点目の御質問、平成30年から31年度の明許繰越が72億円あるということですが、今回の

この大規模事業については幾らかというお話でございますけれども、こちらのほうはですね、被災宅地災害復旧事業ということで、こちらのほう、72億円ほど繰り越しておりますけれども、こちらの額が全て宅地耐震化事業費という形になっております。

それから3番目、進捗遅れがあって、事故繰越の場合どうなるかという形でございます。現在、事故繰越案件の工事は2件ございまして、・の城1地区、あとは杉堂2地区、上古閑地区ですけども、こちらのほうは、・の城1地区については今月ぐらいには大体終了予定かなというふうに考えております。杉堂2、上古閑地区につきましても、今年度内には完了する予定ということで、現在、今年度の事故繰越予算については完了見込みでございます。

4点目、今回、契約の相手方が大栄企業さんで2件ありまして、今回この89号と90号、この後、出てきますけれども、既に4件落札されております。こちらのほうの進捗が全体的に、昨年11月13日以降の臨時議会で出た案件以降の契約関係の資料を議員さん皆様方にお渡ししておるかと思っておりますけれども、こちらのほうにつきましても、基本的には大体10%前後という形でございます。

確かに今回の進捗については、まだまだ益城町においては復旧・復興のさなかということで、建設業界もフル回転で頑張っておりますが、下請業者が少ないなどから、この進捗遅れが出ていると考えております。ただ、どの工事現場におきましても、今後、工事施工体制を増やすなどの努力を行うとしておりますので、発注者側としても施工協議を密に行うなど、一日も早い完施工に向けて努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。総事業費が149億2,200万円で、事故繰越に関しては、あと2件ほどあるけども何とか大丈夫であるということでしたけれども、私が一番問題にしているのはこの大栄企業さんですけども、今回この89号と90号を合わせると5億6,298万ということで、前回落とした落札額と合わせると13億8,921万円の工事落札額になるんですけども、ということは、この全体の149億からすると約10%を占めるんですね。

で、この工事進捗状況からすると、この4件の工事状況で、この実工事着手時期というのがあるんですけども、この実工事着手時期が、安永1の場合には、落札してから7カ月たってから実工事を始めていると。宮園1に関しては、6カ月、半年たってやっと手がついている。堂園地区に関しては、これは31年3月に契約しているわけですから、これが今年の7月、4カ月後、そして一番問題なのが、木山、宮園地区に関しては、これも31年からの契約工事で、今年の6月14日、3カ月置いてるわけですけども、問題なのはこの契約工期でありまして、この木山、宮園に関しては、平成31年の3月18日に工事を開始して、令和元年の9月20日が工期の契約工期となっているわけです。もう既に8月ですから来月までに工事ができるもので、工事の進捗率は10%と。絶対これは明らかに達成できないわけですよ。

問題にしているのは、こういった状況なのにまた、なおかつ、その5億6,000万円ぐらいの工事を発注させるというのは、大規模崩落事業というのは、言ってみれば民間の宅地復旧で、国が東日本大震災から、また熊本地震で被災された方々にかかわって、宅地復旧をすることであると考えておりますけれども、国が支援するのには期限が決められているわけですから、期限が区切ら

れていて、期限が過ぎてしまったら、多分1年間の猶予期間があると思いますけども、それがなくなったら町の単独予算でせざるを得なくなるわけです。この責任は誰がとるのかということですね。

ただでさえ、町の予算は中期予想で赤字になることは分かっているわけですから、このしわ寄せがほかの部分、福祉関係とかいろんな問題がありますけども、そういった部分に出てくることを心配するのですが、いかがでしょうか。

この事業にはマニュアルがないんです。当然、益城方式でやっていると思いますが、この事業に携わっていらっしゃる現在の人数を教えてくださいまして、現場で頑張っている、この事業で携わっておられる方々の苦勞、ストレスを考えると、病人が出てもおかしくないのが不思議なくらいでございます。ぜひ健康管理も含めて人員掌握をしていただきたいと思います。時間がかかるかとは思いますが、再入札してでも健全な工事をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 7番、吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、大栄企業さん、4件工事をとっておられますが非常に着工が遅いのではないかという御質問と、2点目は、予算が事故繰越になって、それから、終わらないような状況であれば打ち切りになるんじゃないかという件についてと、3番目は、この事業に何人の者が携わっているかという三つの御質問だったと思います。

まず一つ目ですけども、大栄企業さんに限らずですね、今回の工事に関しましては一日も早い宅地復旧という形で発注しておりますが、なかなかこちらにつきましては、個人さんの境界を確認して、民界のところには工作物を敷設するというので、そちらの境界確認とか必要になってきます。なかなか両方の方がそろわないと境界確認もできないというような形で時間がかかっているかと思っております。

それからもう一つですけども、予算が事故繰越で終わらなくなるような場合にはどうするかということですけども、議員さんがおっしゃられるように、この事業は国の事業を受けておまして、予算の執行としては3年間でするようなことになっております。このようなことから、進捗には十分注意を払い、一日も早く宅地復旧を目指してまいりたいと思っております。

またその上で、工事の進捗を見きわめながら、状況によっては工事の精査、打ち切りをし、残工事につきましては新たな工事として発注するなど、予算の執行できる期間内で完工のため、対応をとってまいりたいと思っております。

3番目のこの事業に何人携わっているのかという形でございますが、宅地復旧係、こちらのほうには、派遣の方、任期つき、それからプロパー、合わせまして係長以下23名です。これにコンサルタントを13名充てておまして、現在36名、復旧事業課の約半分という形で事業を進めておるような次第でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 回答ありがとうございました。この事業に携わっていらっしゃる方が23名、

コンサル13名、計36名の方が携わっておられるということでございますので、ぜひこの工事に関しては、やり遂げていただきたいと思うんですけど、何分、益城町で140億相当の工事を発注すること自体が今までなかったことですので、ぜひこの点に関しては鋭意精査をして、その工事の進捗状況等をですね、よく精査をしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、日程第6、議案第89号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第89号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、日程第6、議案第89号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第90号「工事請負契約の締結について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、日程第7、議案第90号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第90号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、日程第7、議案第90号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第91号「工事請負契約の変更について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第91号、工事請負契約の変更について、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第91号、工事請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、日程第8、議案第91号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第92号「工事請負契約の変更について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

4番下田利久雄議員。

○4番（下田利久雄君） おはようございます。4番下田です。私は、議案第92号、工事請負契約の変更について、2点質問いたします。

まず1点目は、今回の契約変更は、契約金5,815万8,000円を6,173万8,115円に、358万115円の増額をするものであるということと、その理由を地盤高の変更に伴う土工額の増額と、2点目に、地域外からの労務者の確保に要する間接費の増額と説明されましたが、これらはどのような理由で、幾ら必要であったのか、もう少し具体的に再度の説明を求めます。特に労務者確保のために幾ら必要であったのか教えてほしいと思います。

2点目は、これまでこのような工事請負について、増額変更になったのは何件あったのか。特に5,000万円以下の契約での変更について教えていただきたいと思います。以上2点です。

○議長（稲田忠則君） 荒木下水道課長。

○下水道課長（荒木栄一君） おはようございます。下水道課長の荒木です。4番下田議員の御質問にお答えします。

議案第92号、工事請負契約の変更についてのまず1番目のですね、御質問の、労働者確保に要する費用がですね、内訳がどのくらいかかったかということの御質問ですけども、労働者の確保に要する費用がですね、山口県から5人の作業員さんに応援いただきまして、今年の2月から6月までの5カ月間のアパート代が44万3,759円です。内訳といたしましては、家賃、共益費、駐車場代で、大体1カ月当たり8万8,000円になっております。それとですね、作業員さんの週末の帰省の高速代がですね、4万4,521円で、合計で今回、土木の変更以外にですね、合計で作業員さんの確保の費用が48万8,282円かかっております。

それと、二つ目の質問でですね、ほかの5,000万円以下の工事でもこのような労働者派遣の協議があったのかについてお答えをさせていただきます。これまでの災害復旧工事のですね、協議の実績は9件あっております。全て5,000万円以下の工事でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、日程第9、議案第92号、工事請負契約の変更について、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第92号、工事請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、日程第9、議案第92号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第93号「公有財産の取得について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番(野田祐士君) おはようございます。11番野田です。93号について、公有財産の取得について、質問をさせていただきます。

今回の取得予定価格が1億2,832万9,900円となっておりますけれども、この詳細について。あと、ここは土地の購入は町の単費でやっておりますので、その金額。これは一応資料でいただきましたけれども、それもあわせて、その中身ですね。今言った取得、1億2,832万9,900円の中身について説明をお願いします。できれば、資料があればですね、資料をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長(河内正明君) 公営住宅課の河内です。11番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第93号、財産取得の金額の中身についてのお尋ねでございますけれども、建築本体工事、それから、造成、外構費、調査設計費という形で分けて説明をさせていただきたいと思います。

(「資料はなかですか」と呼ぶ者あり)

資料は今、手持ちでは持ってますけども。

(「資料があるなら配ってもらったほうがいい」と呼ぶ者あり)

今、この場でですか。

○議長(稲田忠則君) 課長、とりあえず質問に対して答弁をして、その後をお願いします。

○公営住宅課長(河内正明君) はい。

まずですね、建物本体については、金額が7,741万300円、1戸当たりでしますと1,290万という金額になります。それから、外構、造成費、これはですね、造成はもう敷地内の切土、盛土、それから敷地周囲の構造物、擁壁等にかかる費用です。あと、外構費につきましては、敷地内の道路整備でありますとか駐車場整備、あと植栽等まで含んだところの造成、外構費になりますけ

ども、これが3,555万900円。それから最後に、調査設計費、これは建物の設計あるいは設計監理、地質調査、あと開発行為が伴えば開発行為の費用、農地転用の費用等になります。この調査設計費が1,536万8,700円、合計の1億2,832万9,900円という金額になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。まずですね、この93号から94、95ですかね、96まで、これ全てですね、同じ形で公営住宅を建てる際の町の買い取りということでの財産の取得となっておりますので、できればですね、これ、資料を全部いただけないですか。今、課長が言われた資料ですね。

はい。でですね、まずですね、この次にですね、坪数についてもですね、1部屋平均大体、この1戸、この93号について言いますと、この公営住宅を建てるために、これ土地代抜きで、6戸、6部屋ですね、6部屋で1億2,832万9,900円なんですよね。6戸ということは、アパート6部屋という話でしょうけれども、これ1部屋当たりの単価ですと、2,138万8,000円、土地代を含まないですね。1部屋を建てるのに、1部屋を公営住宅として建てるのに、2,140万ほどのお金が必要と。2,100万ですね。多分これはですね、2LDKと考えると、大体70平米前後、坪数で言いますと、21坪、20坪前後ですね、20坪前後。これ、坪単価でですね、大体100万を超えると、1部屋ですね。1部屋、坪単価で100万を超えるということで、まあどうなんだろうと。高いのか、安いのか。まあ高いんじゃないだろうかということですね。

いろんなことを調べました。例えばですね、東区あたりの分譲マンションですね。1戸建てとか、例えばここで行くのは、7階建てとか10階建ての分譲マンションで、2LDKで、もちろん場所によって違いますけれども、大体2,000万から2,500万。2LDKの分譲マンションですね。新築で2,000万から2,500万、これは東区あたりですね。中央区あたりでも、中央区の例えば上通りあたりで、3LDKで2,700万から三千数百万。何を言いたいかということですね、新築の分譲マンションの、これは売値です、売値。新築の分譲マンションの売値で、2LDKで行けばですね、2,000万前後で出てるというところですね、公営住宅の2LDKの1部屋当たりのですね、ここで言う2,100万、要するに分譲のマンションより高いというのはいかがなものでしょうかと。これがですね、この金額的には、補助率が4分の3、町が4分の1ということで、4分の1はこれは町が出さんといかんということなんですよね。

今のようなですね、ことから、この中身についてはよくよく精査をさせていただきたいという思いからですね、今の資料の提出をですね、ぜひ出していただいて、そこからまたですね、本当は検討をそれからしたいというのが本当なんですけれども、一応今出せる分があればですね、ぜひ出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 11番野田議員、2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まずですね、資料の提出をということで依頼がありましたけれども、今現在、私が手持ちで、手書きの資料しかございませんので作成したやつを、作成の上で配付をしたいというふうに考えております。先ほど言った建築本体、外構、造成費、調査設計費というような形でですね、合計

幾らになるかということでお出しをしたいということ考えております。

(「いつですか、今でしょう」と呼ぶ者あり)

今はですね。じゃあ、きょう中には。

○12番(宮崎金次君) 議長、動議。

○議長(稲田忠則君) はい。

○12番(宮崎金次君) この資料を提出終わるまで、暫時休憩という意味でお願いします。

(「あと少し、答弁のほうを」と呼ぶ者あり)

○議長(稲田忠則君) はい。

○公営住宅課長(河内正明君) あとですね、少しだけお答えをさせていただきたいと思いますが、一般の分譲マンション等と比較して、今度の公営住宅の価格について金額が高いんじゃないかというような御質問ですけども、その中で幾つかお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、この災害公営住宅につきましては、ユニバーサルデザインに配慮した建物をつくらうということで、これは熊本県全体的な話なんですけども、例えば玄関のですね、段差をもう5センチでおさめるというようなこと。それから、敷地内についてもですね、もう段差を全て解消していくというような造りを予定しておりますし、また、建物の中の手すり等についてもですね、玄関、それから、トイレ、お風呂、こういったところについても全て手すりを配置をしていると、設置をしていると。

それから、建物の材料についてもですね、軽量鉄骨なんですけども、木材をつかうところも当然ございます。木材を使う部分についてはですね、県産材を使用するという。それから、畳を使用する部屋については、県産のいぐさを使用するというようなことで御提案をさせていただいているということになります。

あとですね、敷地内の外構とか造成に関してはですね、敷地に余裕がある場合には、あずまや、敷地内にあずまやを設けてですね、そういったところにはかまどのベンチを設けるということも配慮しております。災害公営住宅という視点からですね、そういったかまどベンチの設置というのをこの4地区は全て行っておりますし、敷地内にコミュニティスペース、皆さん新たな生活で、新たな環境の中で、皆さん生活を始められるということで、皆さんのコミュニティのスペースをつくらうということで、敷地内にそういったみんなの広場とかですね、そういった形でコミュニティスペースをつくっているというようなことで、先ほど申し上げられました民間がつくる建物に比して少し単価的に高いんじゃないかというようなことでの御指摘がありましたけれども、そういったことで、災害公営住宅ということで、そういった配慮した中での建設に当たっているということで若干高くなっているという部分はあるかというふうに思っております。以上でございます。

○議長(稲田忠則君) それではですね、ここで暫時休憩いたします。資料のですね、準備がございましてですね、議員の皆さん方は控室でお待ちください。再開につきましては、御連絡申し上げます。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時40分

○議長（稲田忠則君） 資料のですね、配付ができましたので、休憩前に引き続きですね、会議を開きます。

河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。済みません、ちょっと資料をつくるのに時間をとらせまして申しわけございません。

それぞれの地区がですね、個別に金額出してあったものですから、それを1枚にまとめさせていただきます。それと、消費税が込みであったり抜きであったり、外税であったりしていたのを統一させていただきます。

まず、金額についてはですね、建物本体につきましては国から示された平米単価、RCであり、鉄骨2階、木造平屋、それぞれ平米幾らが上限ですよというのが示されておりますので、プロポーザルの時点で当然その上限額というのを設定して、その範囲内での応募があったものしか採用していません。

あと、外構、造成、土木に係る分については、県の積算の基準単価、そういった基準の単価がないものについては物価版を利用して、金額の精査をしていくということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、今、2回質問されておりますけど、3回目行かれますか。

野田議員。

○11番（野田祐士君） 済みません、資料ありがとうございました。

ちょっとまだですね、一つ一つの計算がなかなかできないんですけれども、この宮園第2については、6部屋で1億2,832万9,900円、戸当たり単価、いわゆる1部屋、2LDKになるんですかね、これはほとんどですね。2,139万円ということですよ。先ほど来ですね、申し上げているのはですね、これ4分の1は益城町の手出し、いわゆる単費、手出しをせんといかんということで、これで行けば約五百数十万円は益城町が1部屋当たり出さんといかんというお話だと思うんですよ。あとは、国からの補助ですよ。

で、この2,139万円、1部屋当たりですね。これが高いか安いかのお話だけをさせていただいているということなんです。実際これは後々の維持管理もせんといかんわけだしですね。ましては、入っている方からですね、部屋代としていただかんといかん。その採算性についてですね、さあ合うんですかと。1部屋当たりですね、採算性もあると思うんです。町の維持費、そして採算性、要するに、1部屋当たり、月当たり幾ら大体入ってきますよというのは、もちろん計算で出されていると思うんで、その採算性が本当に大丈夫ですかということもですね、一番の問題だと思うんです。

それと、さっき言った積算で、プロポーザルでやられているということですかね。プロポーザルでやられているということで、今、提案型でいろいろ、公募型かでやられていると思うんです。

けれども、ほかにはもうなかったんですかね、出されているところというのはですね。公募型、プロポーザルでやられているのは、ほかのはなかったのかと、あと、その採算性ですね。1部屋当たり、今、1部屋当たり2,139万円かかってますけれども、今後どのように回収をされていくのかをお聞かせください。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 11番野田議員の3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

この金額、2,139万で建設するに当たって、今後の町の維持管理、あるいは家賃をいただいで採算性ということでお尋ねですけれども、公営住宅につきましては、家賃はですね、他の住宅に比べるとすごく安い設定になっています。この家賃に対してはですね、近傍同種の住宅を想定した場合の家賃と比較して、実際公営住宅でいただく家賃との差額が出ます。これについての差額分の当初5年間については、4分の3ほどを国から家賃低廉化補助金としていただくということで、補助金のその差額分の4分の3をいただくということになります。

そういった国からの補助も踏まえてですね、その維持管理であるとか、採算性、トータルの収支ももちろん起債まで含めたところもですね、出しております。最終的には、皆さんからいただく家賃、それから、先ほど申し上げた低廉化補助金、こういったものを含めた上で最終的に赤字にはならないであろうと。若干ですね、余裕が出るということで計算になりますけれども、それについては、やはり10年後あるいは20年後で、定期的に大規模な改修が出てくる可能性がありますので、そういったことについて、基金として蓄えていきたいというふうに考えております。

あと、プロポーザルでの応募についてはですね、今回、93号については積水ハウスさんが選定をされておりますけれども、もう1者応募がございました。選定委員会の中で、その提案を受けてですね、金額であるとか、その建物の造り、そういったものを全て配慮した中でですね、積水ハウスさんが妥当であるということで、選定委員会のほうで選定をしていただいたということになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、日程第10、議案第93号、公有財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第93号、公有財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、日程第10、議案第93号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第94号「公有財産の取得について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎でございます。私は、議案第94号、公有財産の取得について質問します。

いろいろな友人から話を聞きますと、今回の災害公営住宅の1戸当たりの建設費用、これは今までも話が出ましたように、ちょっと割高になっていると聞き、まあ、こういう状況では多少はやむを得ないのかなという感じがしております。しかし、やっぱり度を越すとですね、これはちょっと問題があるかなと、こういうふうに関心しております。

特に、この94号では、木山地区で災害公営住宅、この買い取り方式のやつが3カ所ございます。この3カ所を比較しますと、上・が1戸当たり2,451万9,814円あたり、それから、宮園の24戸の分でございますけれども、これが2,031万6,125円。今回提案されました宮園の6戸のところ、2,138万円ということで、上・の場合が、ほかの宮園の地区に比べますと、1戸あたり300万円から400万近く高い値段になっております。

そこで、質問なんですけど、同じ木山地区で建設される3カ所の公営住宅について、余りに差が出てきたのはどういうことで、その差が出てきたのか。町民に説明するのにいい説明の仕方、これについて質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。12番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第94号、上・地区の買い取りにつきまして、他の3地区と比べて高いのではないかと御質問ですけれども、御質問のとおり、上・地区が他の3地区よりも、戸当たりで行きますと300万程度高くなっているということですが、幾つか要因がありますけれども、申し上げます、まずですね、この上・地区を公募する際に当たって、当初はですね、やはり20戸程度、この建物が建てないかんだらうということで、土地の提案をいただいたところです。その後ですね、やはり木山地区全体の中で、災害公営住宅に入居がもうできなくなったりとか、自宅再建の道ができたんだということで、戸数を順次減らすことができました。最終的に、今回提案させていただいた14戸になったということで、戸数に対して、敷地面積が他の3地区に比べて高うございます。その分、当然ですね、外構、造成費、土木にかかる費用というのが高くなっているというのが一つ要因としてございます。

西側の敷地もですね、農地なんですけども、そこでの高低差がですね、またこれが約1メートルほどございます。ですから、西側の土地との間に構造物、L型擁壁を施工するという予定をしておりますけれども、その分でも単価が高くなっていると。基本的にですね、市街化調整区域の農地でございますので、農地を宅地化にして、造成をしていくということについては、やはり造成費というものについてもですね、若干高くなっているところがございます。

あとですね、地質の調査をやった中でですね、建物を建設するに当たっては基礎の杭を打ちますけれども、地質調査をした結果、余り地盤がですね、他の地区と比べると少し軟弱であるということで、基礎杭がですね、他の地区に比べて少し深く打たないかんというようなどころも高く

なっている要因の一つでございます。

あと、最後はですね、前面道路が若干狭いんですよ。4メートルほどしかございません。通常ですと、大型の車両でのですね、運搬、泥の排出であるとかそういったことについては、8トンなり大きなトラックでの通行が可能なんですけども、当該地におきましては道路の関係で、土木工事なり建築に当たっても、4トンでの通行しかできないということで、その辺もですね、若干高くなっているというような要因でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の質問に対して、答弁をいただきました。るるですね、値段が上がったというか、その説明がございましたけれども、やはり木山の住民から見ても、横町、もしくは県道よりも南側の土地とかですね、ここに比べたら、上・のほうは高台で比較的工事がしやすい、そういうイメージを描くと思うんですよ。もちろん支柱どうのこうのっていうのはあるかもしれませんが。そういう観点からすると、何でこんなに差が出るんだろうと。おかしいんじゃないかと。やっぱり町の公営住宅としてのですね、公平性、これでちゃんと町民を説得できるんだろうか。こういうふうに疑問を感じます。

それからもう1点はですね、なるべく、町は今財政的に厳しいんですから、安くあげなきゃいかん。こういう観点から、これをですね、上・について本当にこれだけ必要なのかなと。もう少し節約するべきじゃないかと、こういうふうに思いますが、再度質問をします。よろしく願いします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 12番宮崎議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

金額が高いということで検討の必要性があるのではないかとというような御指摘ですけども、先ほど申し上げましたように、この金額につきましては、建物については国からの補助をいただける程度の範囲内で当然建設をします。土木工事についても、県の基準的な公的な単価をもちろん使っておりますし、その公的な単価がない部分については物価版あたりを引用して積算をしてくれているということで、それについても当然、業者さんにも積み上げはしてもらっていますし、それを受けて町のほうでも十分な精査をした中で、この金額を出しているというところでございます。

さっきから言いますように、この敷地がちょっと広いということですね、この上・におきましては、あずまやの設置をしておりますし、住棟と住棟の間にはそれぞれコミュニティスペースということで、皆さんが集えるような広場というのも設置をしているというところで、御指摘のとおり、他の3地区とは若干高くはなっておりますけども、そういった理由だということで御理解をいただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 最後の質問なんですけど、しつこいようなんですけどもですね、この上・については1戸当たりの建物の建築工費とかですね、これで比べましても、ほかの宮園の第1、第2、これと比べても随分と高い、割高になっております。それから、今いみじくも河内課長のほ

うから話がありましたように、土地が大体広いと。本来は20軒建てる所を14軒だったから、当然土地が残るんでしょね。そこにあずまやとか非常に環境のいい形で作られておりますけれども、他の施設と比べると非常に不公平感が出る。ですから、そこは当然外してですね、土地を狭くして建てるべきではなかったのか。こういうふうに考えます。

再度御質問しますけども、これはですね、ほかの災害公営住宅に住んだ人たちから文句が出るんじゃないかと思えますけども、これについてはどういうふうに考えられておりますでしょうか。最後の質問です。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 12番宮崎議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

まずですね、土地が広いのは、土地を少し狭くすればよかったんじゃないかというような御指摘もございましたけども、用地の取得についてはですね、建物、早い段階でですね、用地の交渉に当たりまして、その後、用地を取得した後は、農地の転用であるとか、開発の許可申請であるとか、もろもろの手續に相当期間要しますので、早目の段階で20戸程度ということで提案をいただいて、用地取得には早い段階で携わってきたというところで、その取得から今日に至るまでの間に、公営住宅への入居の辞退があった等々について、この分で調整をしてきたというところで、戸数が減ってきたというのが実情でございます。

あとですね、他の地区からの苦情等があるのではないかとということでございますけども、他の地区についてもですね、敷地的にはちょっと厳しい部分もございまして、今回提案させていただいております福富第2あたりにもですね、あずまやあたりはもちろん設置をしておりますし、全て提案させていただいたところでですね、狭い広いはございますけども、できる範囲内でコミュニティスペースを設けておりますし、かまどベンチあたりも全ての地区で設置をさせていただいておりますので、他の地区と比べてですね、それほど際立って豪華だと、ぜいたくではないのかというような声は出ないのではないかとこのように思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。

今の質問とですね、今、質問の回答をいただきまして、ちょっと二、三点お尋ねしたいんですけども、この戸当たりの2,452万、要するに1部屋当たりの2,452万については妥当であるというお答えだったんですけど、これ、図面的に見ますとですね、高さを上げられるということなんですかね。今はフラット、西側を擁壁をされると言われたんですけども、今は西側は畑で、レベルですよ。

西側と。

（「はい」と呼ぶ者あり）

東側じゃなくてですか。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、質問を。

○11番（野田祐士君） はい。それでですね、西側は全部あそこはフラットのところと思うんで

すけれども、そこは高低差があるって、今の高さですよ、地盤高はどうされるかと。今の畑の高さのままなのか、上げられるのかっていう話とですね、先ほど、公営住宅の際の収支につきましてお尋ねしたんですけども、これ、個人様、要するに個人様からもらう住宅費と補助があるって言われましたよね。補助については満額いただけるのかと、それですよね、何年間、要するに収支見込みがあると思うんですよ。公営住宅を建てる際に、30年で回収できる、35年で回収できるという部分があると思うんですけども、何年間それは続くのか。要するに35年または50年でとるんであれば、それはずっと補助が、差額についてですね、補助が出るんですかというのをお尋ねしたいと思います。まず1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 11番野田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、現地の敷地の地盤高、これをどうするのかという御質問ですけども、今、畑でございますので、表土をですね、済みません、実際何センチ剥ぎとるのかちょっと分からないんですけど、ある程度表土をとった上で、また泥を持ってきて地盤を固めます。高さ的には現状と余り変わらないであろうというふうに思っております。当然、側溝はありますので、敷地のほうが若干道路よりはもちろん高くはなっていくというふうに思っておりますけども。

あとですね、西側敷地との高低差なんですけども、私もぱっと見、余り高低差はないのかなということで、ここに構造物が入るということで現地をですね、再度見に行ったところなんですけども、やはり約1メートルほどの高低差がございますので、土砂で処理をできないかということももちろん検討はさせていただいたんですけども、やはり将来的に、長い目で見れば構造物を入れたほうがやはりより安全ではないかということで今、構造物、L型を予定をしているところでございます。

あと、先ほどの2点目の収支についてですけども、国からの家賃の補助、これについては満額いただけるのかという御質問ですけども、この低廉化補助金といいますのは、近傍同種の家賃をですね、一定の計算式がございます。例えば近傍同種で、新築の場合が8万円だとした場合に、うちがいただく家賃が例えば3万円といった場合に、5万円の差がございます。この5万円の差額のうち、4分の3の金額を当初5年間は国のほうからいただけます。残りの15年間は4分の3が2分の1に減額をされますけども、トータルの20年間、この補助があると。ただし、空き部屋が出ればですね、当然その分はいただけないということになりますけども、一応そういう形で、国からの補助金というのが、家賃の補助というのがいただけるということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の回答ありがとうございました。済みません、確認しますが、5年間は4分の3、5年後、残り10年間は2分の1、差額ですよね、でいいんですかね。差額の2分の1ということですね。

普通に、2,500万、なぜ聞くかということですね、戸当たりの単価が高いということであって、町の持ち出しもあり、今、収支が合うというお話は、町の持ち出しに対してのお話だけを言われ

ているということですかね。今ですね、差額、要するに、近傍で普通だったら例えば8万払わんといかんけれども、3万は民間というか個人様からいただいて、残りの5万を国の補助でいただきますと。それは、5年間は5万のうちの4分の3ですよ。残り4分の1を町が出しますと。で、残り5年後からは、10年間は2分の1ですよ、今度は2分の1。

（「15年」と呼ぶ者あり）

ああ、15年まで。だけん、残り10年間ですね、だけん。

（「いやいや」と呼ぶ者あり）

ああ、残り15年間、はいはい。残り15年間は2分の1ですよ。ということは、5万円のうちの2万5,000円はもらうけれども、また、2万5,000円は町が出すというお話をされてると思うんですよ。その中でですね、収支が合うということを言われてるのは、その全体金額の2,500万に対しての収支だったら、これは合わないと思うんですよ。ということは、2,500万のうちの4分の1が町の単費の持ち出しなんで、その600万についての収支を言われているということで、まずいいですかというのが1点目です。

それとあとは、その2,500万円で、1部屋あたりで2,500万円かかりますよということで、町の持ち出しが約625万かかりますよとなった場合、これは国の金であろうが、町金であろうが、全て税金で賄うという考え方からすれば、町の、町民の税金を使う、県民の税金を使う、国民の税金を使うということで、その、まあ何と申しますか、承諾はもらえるんでしょうかと。皆さんそれでいいんでしょうかというのは、どのように考えておられますかね。当然皆さんそれは賛成ですよというふうに考えられているということですかね。その2点をちょっとお答えください。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えをします。

まず、国の低廉化補助金については、再度御説明しますと、当初5年間は差額の4分の3をいただくと。残りの15年、だからトータルすると20年です。残りの15年間は2分の1の補助ということで、野田議員が言われた、じゃあ2分の1の残りの2分の1は町が出すのかということは、それは全くございません。単純に入居者の方々からは所得区分に応じた家賃をいただく。国のほうからは、その基準に沿った低廉化補助金をいただくということで、町からの持ち出しというのは、その分に対してはございません。

あとですね、収支についてお尋ねだったんですけども、この収支の計算というのがですね、災害公営住宅全体的な中で一応計算はさせていただいて、建設費の4分の1、それから用地取得費、これについては起債対応ということで起債償還が当然発生しますけども、先ほど申し上げました家賃収入と低廉化の補助金を歳入として見立てた場合に、歳出として、当然住宅の管理費、それから起債償還、こういったものをトータル的に収支を計算した上で、最終的には赤字にはならないと。先ほど申し上げましたように、少し余裕が出ますので、それは長期的なですね、改修、10年後、20年度の大規模改修に備えて蓄えたいというところで考えているというところがございます。よろしいですか。

○11番（野田祐士君） もう一つあるんです、質問。

○公営住宅課長（河内正明君） ああ、もう1点。

○11番（野田祐士君） 税金の使い方。

○公営住宅課長（河内正明君） 税金の。

○11番（野田祐士君） 町の方と県の方と国の方の、こういう使い方で、どういうふうにかえられていますかという質問です。

○公営住宅課長（河内正明君） 税の使い方ということですか。

○11番（野田祐士君） それで承諾はとれますかと思っいらっしゃいますかという質問です。

○公営住宅課長（河内正明君） この公営住宅の建設については、当然国からの補助を受けて、最終的には国の会計検査を受けるということで、それには十分耐え得るような形で、今、計画を進めているということで考えておりますので、そういった税金ですか、問題はないというふうに考えておりますけれども。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

河内公営住宅課長。訂正があるそうでございます。

○公営住宅課長（河内正明君） 済みません、ちょっと答弁の中で誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

先ほどの低廉化補助金についての補助率の関係ですけれども、当初5年間4分の3と。で、残りの15年間を私、2分の1と申し上げましたけれども、残りの15年間は3分の2の補助です。そこはおわびして訂正をさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、日程第11、議案第94号、公有財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第94号、公有財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、日程第11、議案第94号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第95号「公有財産の取得について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、日程第12、議案第95号、公有財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第95号、公有財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、日程第12、議案第95号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第96号「公有財産の取得について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番(野田祐士君) 11番野田です。先ほどとほとんど同じになりますので、質疑というよりも、これに書いてある分だけをですね、ちょっと説明だけをしときたいと思いますけども、この96号については、これは戸当たり単価が1,906万ですね、1,906万。2LDKで計算しますと、坪当たり90万の建物になるということですね。95号のですね、先ほど、一つ前の議案ですけども、これについては戸当たり100万、坪当たり100万、土地も入れますと120万の単価になるんですね。最終的に収支がとれるということで、この95号について、96号ですかね、についても収支がとれるということで、議会、町としてはですね、大丈夫なんですよという御意見が出ましたけれども、坪当たり単価で考えますとですね、余りにも高いんじゃないかと。これは考える余地があるんじゃないかという思いがありますので、ぜひですね、今後ともその辺はですね、考慮をしていただきながらですね、考えていただきたいと思います。質問ではありませんけん、終わります。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これから、日程第13、議案第96号、公有財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第96号、公有財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、日程第13、議案第96号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。

御協力いただき、まことにありがとうございました。

これで、令和元年第3回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後0時16分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員